

改正商標法(平成27年4月1日施行)の下における 意匠と商標の新たな関係——意匠なのか、商標なのかⅣ

ユアサハラ法律特許事務所 パートナー弁理士
(一社)日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 青木博通

- I. はじめに
- II. 全体意匠と立体商標(以上、109号)
- III. 部分意匠と位置商標(110号)
- IV. 動的意匠と動き商標(111号)
- V. ハーグ協定とマドリッド協定議定書
(以下、本号)
- VI. 意匠なのか、商標なのか
- VII. まとめ

V. ハーグ協定とマドリッド協定議定書

1. ハーグ協定およびマドリッド協定議定書の比較 と英国のEU離脱

意匠の国際登録制度である「ハーグ協定ジュネーブ条約」(以下、「ハーグ協定」という)と商標の国際登録制度である「マドリッド協定議定書」(以下、「マドプロ」という)に、日本は加盟しており、WIPOを通じて、意匠および商標を各指定国に国際

登録することができる*1。

ハーグ協定の加盟国は51カ国・政府間機関、マドプロの加盟国は98カ国・政府間機関(2017年1月6日現在)となっている。

手続の流れは、[図1]および[図2]の通りである。

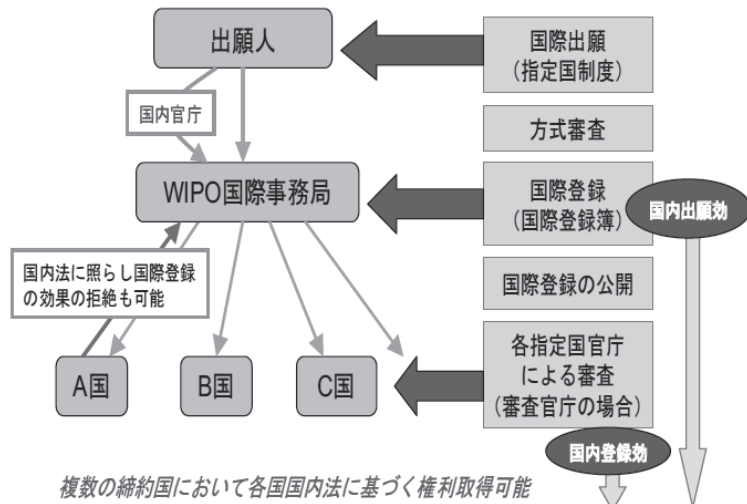
意匠および商標の保護対象および保護要件は、各指定国の法制によるため、全体意匠および立体商標、部分意匠および位置商標、動的意匠と動き商標が登録できるか否かも各指定国の法制によることになる。

ハーグ協定とマドプロを比較すると、[図3]の通り整理される。

ハーグ協定はマドプロと異なり、基礎出願または基礎登録が要件となっていないので、セントラルアタック*2もない。

ハーグ協定の存続期間は、国際登録日から15年間であるが、指定国がそれより長い期間を認めている

●図1 ハーグ協定の手続の流れ



(出典：特許庁行政年次報告書2012年版)